

高齢者インフルエンザ予防接種（令和7年度改訂版）

蕨市では、①65歳以上の方、②60歳から64歳までの方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に著しい障害のある方（身体障害者手帳1級相当）に、インフルエンザの予防接種を実施します。

＊接種費用の自己負担は1,500円です。医療機関の窓口で、お支払いください。

＊今年度の接種期間は、令和7年10月1日～令和8年1月31日です。

＊蕨市戸田市指定医療機関又は埼玉県相互乗り入れ協力医療機関以外の医療機関で接種を行う場合は、別途手続きが必要です。

《自己負担免除の方》接種後の返金はいたしかねますので、ご注意ください。

① 生活保護受給の方：生活保護受給証、または受給証明書を医療機関に提示してください。事前申請は不要です。

② 市民税非課税世帯の方：保健センターへ事前申請が必要です。

（郵送・窓口・電子での申請可）

・申請には本人確認書類（マイナンバーカード、資格確認書等）が必要です。代理申請の場合は、申請者の本人確認書類も必要です（同居の家族以外の場合は、別途委任状が必要です）。

・令和7年1月2日以降に蕨市に転入した方は、前住地の非課税証明書（世帯員全員分）かマイナンバーカード（通知カードも可）が申請時に必要です。

※申請書は、保健センターのホームページからダウンロードできます。申請書を郵送希望の方は、保健センターにご連絡ください。

※該当した方は、医療機関に無料用の予診票を提出し、予防接種をうけてください。

☆ 予防接種を受ける前に

高齢者インフルエンザ予防接種は、主に個人予防目的としていることから、自らの意志と責任で接種を希望する場合に行うことになります。

※接種対象者の意思確認が困難な場合：家族またはかかりつけ医の協力により、対象者本人の意思確認をすることは認められていますが、接種を希望することが確認できた場合に限り接種を行うことができます。

1. 予防接種を受けることが適当でない方

- ① 明らかに発熱のある方。通常37.5℃以上を指します。
- ② 重篤な急性疾患にかかっている方。
- ③ インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな方。
- ④ インフルエンザ予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた方、及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方。
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合。

2. 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない方

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、その他発育障害等の基礎疾患を有する方。
- ② 過去にけいれんの既往がある方。
- ③ 過去に免疫不全の診断がされている方、及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方。
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する方。
- ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれがある方。

3. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① インフルエンザワクチン接種後24時間以内の健康状態の変化にご注意ください。特に接種後30分以内は、急な副反応が起こることがありますので、注意を要します。接種後に健康状態の変化があらわれた場合は、医師にご相談ください。
- ② 接種当日は、接種部位を清潔に保ち、激しい運動は避けましょう。
- ③ 接種当日の入浴は差し支えありません。

4. 他の予防接種を受けている場合の接種間隔

他の予防接種との接種間隔に制限はありません。

※他の予防接種と同時接種をご希望の場合は、医師にご相談ください。

蕨市保健センター

〒335-0001 蕨市北町2-12-15

電話 048-431-5590